

◎新潟県訓令第20号

農 林 水 産 部
農 地 部
土 木 部
交 通 政 策 局
地 域 振 興 局
流域下水道事務所

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）に規定する帳票その他の書類の様式指定（平成5年3月新潟県訓令第7号）の特例（昭和59年3月新潟県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

平成25年11月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式（第79条関係） 建設工事請負契約書</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 請負代金の額 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円</p> <p>6～10 （略） （略）</p> <p>第7号様式（第79条関係） 工事変更契約書 （略）</p> <p>1 請負代金の額を 円 増額する。 減額する。 増減しない。 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円</p> <p>2～5 （略） （略）</p>	<p>第6号様式（第79条関係） 建設工事請負契約書</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 請負代金の額 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円 <u>「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77第2号及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金の額に105分の5を乗じて得た額である。</u></p> <p>6～10 （略） （略）</p> <p>第7号様式（第79条関係） 工事変更契約書 （略）</p> <p>1 請負代金の額を 円 増額する。 減額する。 増減しない。 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円 <u>「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77第2号及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金の額に105分の5を乗じて得た額である。</u></p> <p>2～5 （略） （略）</p>